青文字　更新前
赤文字　更新後

法第 6 条第 1 項第一号 法別表第 1（2）、 令第 115 条の 3	福祉関係施設について特殊建築物に該当するかの判断について	A1206 （R1 改正） （R6 改正）

福祉関係施設について、法別表第 1 のどの特殊建築物に該当するかどうかは、原則として表 1 によるものとする。

解説

福祉関係施設について、どの特殊建築物に該当するか整理を行ったものである。

特殊建築物の判断は、原則として根拠法で規定されるが、グループホーム等については、利用形態（宿泊の有無等）で判断するので注意が必要である。

なお、特殊建築物の判断に疑義があるときは、特定行政庁と協議すること。

参考

法別表第 2 における用途地域内の制限に関する判断は JCBA 基準総則を参照することとし、別表第 1 の取扱いと別になるので注意すること。

表 1　福祉関係施設について特殊建築物に該当するかの判断

用途名	根拠法	建築基準法の用途
助産施設、乳児院、母子生活支援施設保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治癒施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター	児童福祉法第 7 条に基づく施設	児童福祉施設等
助産所	医療法第 2 条に基づく施設	
身体障害者福祉センター、盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法第 5 条に基づく施設	
救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	生活保護法第 38 条に基づく施設	
女性自立支援施設	~~売春防止法第 36 条~~困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）第 12 条に基づく施設	
老人ディサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター	老人福祉法第 5 条の 3 に基づく施設	
有料老人ホーム	老人福祉法第 29 条	
母子健康センター（母子健康包括支援センター）	母子保健旧法第 22 条	

<table>
<tr><td colspan="2">障害者支援施設</td><td rowspan="4">障害者総合支援法
第 5 条</td><td rowspan="4">児童福祉施設等</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域活動支援センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">福祉ホーム</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害福祉サービス事業（※）の用に供する施設
※生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）に限る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">認知症高齢者
グループホーム等
（ｼｮｰﾄｽﾃｨを行う小規模多機能型等も含む）</td><td>食堂・便所・台所・浴室等が 1 か箇所又は数か所に集中的に設置されているもの</td><td rowspan="3">老人福祉法第 5 条の 2、介護保険法第 7 条・8 条</td><td>寄宿舎</td></tr>
<tr><td>各住戸が独立し、廊下・階段等の共用部分を有するもの</td><td>共同住宅</td></tr>
<tr><td>旅館業法の適用を受ける場合</td><td>ﾎﾃﾙ、旅館</td></tr>
<tr><td rowspan="2">サービス付き高齢者向け住宅</td><td>食堂・便所・台所・浴室等が 1 か箇所又は数か所に集中的に設置されているもの</td><td rowspan="2">高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条</td><td>児童福祉施設等</td></tr>
<tr><td>各住戸が独立し、廊下・階段等の共用部分を有するもの</td><td>共同住宅</td></tr>
<tr><td rowspan="2">介護老人保健施設</td><td>病床数が 20 以上の場合</td><td rowspan="2">介護保険法第 106 条に基づく施設</td><td>病院</td></tr>
<tr><td>医療法上、患者を入院させる施設を有しない場合、又は病床数が 19 以下の場合</td><td>診療所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">介護医療院</td><td>病床数が 20 以上の場合</td><td rowspan="2">介護保険法第 115 条に基づく施設</td><td>病院</td></tr>
<tr><td>医療法上、患者を入院させる施設を有しない場合、又は病床数が 19 以下の場合</td><td>診療所</td></tr>
</table>

・上記以外の用途については、宿泊の有無等により判断する。（要特定行政庁協議）
・学童保育所（児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項）は、各特定行政庁との協議が必要。
・放課後等デイサービス事業所（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項）は、特殊建築物（法別表第１ - 令 115 条の 3 第一号 - 令第 19 条：児童福祉施設等）として取扱う。

【参考】幼保連携型認定こども園に対する建築基準法施行令の基準の適用について
参照：国土交通省技術的助言（H27 年 2 月 13 日付け国住指第 4185 号）
※詳細については、関係機関（国交省や内閣府）のウェブサイト等から検索のうえ、確認してください。